

## もり・みずミニカフェについて

26年度の補助団体より、以下のような事業内容が補助対象となるか否か、相談があった。

### 1 概要

現在、地域ごとに開催している「もり・みずカフェ」を、都市部の市民を対象に地域に密着した小規模なスタイルで実施する。

### 2 内容

- (1) 会場 補助団体の活動場所（公園など）
- (2) 対象者 活動場所への来場者
- (3) 実施方法
  - ① 屋内会場（会議室等）
    - 「水源環境保全・再生への取り組み」についての催し（50名程度）
    - 「かながわの水源環境」のビデオ上映
    - 専門の講師による講義 「かながわの水源環境」
    - 参加者による意見交換会
  - ② 屋外会場
    - 水源環境保全・再生施策のパンフレット配布
    - アンケート調査の実施
    - 工作教室の開催
    - 水質検査の実演

### 3 実施効果

市民団体が、自らの活動場所において、来場者を対象としたミニカフェを開催することで、参加者により親しみやすいイベントとすることができる。

これにより、参加者に対して神奈川の水源環境に対する課題を深く理解してもらうことが可能となる。

補助金交付団体同士が協力し、それぞれの活動エリアで共催する形式で行うことにより、この事業の広がりを持たせることができる。

都市部で活動する環境系の団体と連携して開催することも可能であり、市民事業支援補助金の申請団体の増加が期待できる。

## 水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱（抜粋）

（補助の対象事業）

第5条 この補助金の対象事業は、次の各号に定める事業区分のいずれかに該当する事業とする。

(1) 特別対策事業区分（略）

(2) 水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業区分

この事業区分は、神奈川県及び県外水源保全地域で行われる次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とする。

ア 施策大綱の趣旨に合った水源環境の保全・再生に資する普及啓発・教育事業であること。

イ 神奈川県に在住、在勤、又は在学する者を対象とする事業であること。

ウ 水源保全地域における水源環境保全・再生活動のプログラムやその活動経験に基づく学習プログラムが盛り込まれている事業であること。

(3) 水源環境保全・再生に資する調査研究事業区分（略）

(4) 資機材の購入（略）